

これからマイナ免許証の取得を希望する方へ

3か月前

2か月前

1か月前

誕生日

1か月後

マイナンバーカード更新期間

※1 デジタル庁等は、マイナンバーカードの早めの更新手続を推奨

※2 マイナンバーカードは、申請から交付まで1か月程度要する

免許証の更新期間

- 1 新しいマイナンバーカード（MNC）を交付申請中の方
新しいMNCの交付後、マイナ免許証取得を推奨します。
理由は次の通りです。

すでに新しいMNC交付申請している方が、現在保有している更新前のMNCをマイナ免許証にすると、新たに交付されるMNCには免許情報を記録する手続きができません。

そのため、MNCの交付申請を行っている方は、新しいMNCの交付を受けた後に、マイナ免許証の取得手続を行うことをおすすめします。

なお、免許の更新期間内の方で、同期間に新しいMNCが交付されない場合は、マイナ免許証を作成せず、免許証の更新手続きを行うことをおすすめします。

- 2 新しいMNCの交付申請をこれから行う方
マイナ免許証を作成できますが、新しいMNCの交付申請を次の通り行ってください。

マイナ免許証の免許情報が新しいMNCに引き継がれるためには、今お持ちのMNCの有効期間内に、オンラインで、MNCの交付申請を行ってください。

オンライン申請の中で、必ずマイナ免許証継続利用の申請と署名用電子証明書の設定を行ってください。

- 3 MNCが失効している方

- 失効したMNCをマイナ免許証とすることはできません。
- 新たなMNCの交付を受けた後にマイナ免許証の取得手続をしてください。